

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、入札説明書の交付を電子調達システム（G E P S）で行い、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）及び入札書の提出を紙入札で行う案件です。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該調達に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成30年2月13日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

利根川上流河川事務所長 三橋 さゆり

## 1 調達内容

### (1) 業務件名

H30利根川上流自動車修繕単価契約

### (2) 調達案件の仕様等

( 詳細は、入札説明書による )

本業務の概要は、以下のとおりとする。

本業務は、利根川上流河川事務所で所有する自動車（災害対策用車両含む）の車検、定期点検、修繕等を行うものである。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

利根川上流河川事務所外10箇所及び監督職員  
の指示する場所

(5) 入札方法

入札は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「車検代行料」、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」を入札書に各々記載することとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(ただし、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」を除く。)

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とするが、再入札の場合において「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」については、当初の値引率を下回る数値としないものとする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

## 2 競争参加資格

### (1) 入札参加者に要求される資格

## 1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④ 証明書等の提出期限の日から開札の時

までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

2) 別表の地域のいずれかに、自社の自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場があること。

なお、認証を受けている自動車の種類は、普通自動車（大型・中型・小型・乗用）、小型四輪自動車、軽自動車の全てとする。

また、ポートトレーラを牽引できる車両を確保していること。

3) 緊急時の履行体制として、下記(ア)を有していることが確認できること。

(ア) 夜間及び休業日における連絡体制。

4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

### 3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

〒349-1198

埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号

利根川上流河川事務所経理課

電話：0480-52-3953 内線：453

FAX：0480-52-3250

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- 1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成30年2月13日から平成30年3月19日までとする。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等。USBは不可）を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成30年2月13日から平成30年3月16日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

(3) 証明書等の提出期限

平成30年2月28日 13時00分

(4) 入札書の提出期限

平成30年3月16日 16時00分

(5) 開札の日時及び場所

平成30年3月19日 11時00分

利根川上流河川事務所入札室

(6) 履行期間開始日は平成30年4月1日からとし、

契約締結日は平成30年4月2日とする。ただし、

平成30年4月2日までに平成30年度予算（暫定

予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約

締結日は平成30年4月3日以降、予算が成立し

た日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上

されているときは全額の契約とするが、予算措

置が全額計上されていないときは全体の契約期

間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

#### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨



日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

参加を希望する者は、必要な証明書等を3

(3)の提出期限までに、3(1)に示す場所に持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、「一般自動車－工数の時間当たり料金」、「建設機械－工数の時間当たり料金」、「車検代行料」については、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって、「一般自動車部品価格の値引率」、「建設機械部品価格の値引率」については予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、前記で決定できない場合は次式により計算し、予定価格の制限の範囲内でかつ「R」の最低価格を落札者とする。

$$R = (X1 \times \text{入札一般自動車－工数の時間当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札一般自動車部品価格の値引率})\} + (X2 \times \text{入札建設機械－工数の時間当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札建設機械部品価格の値引率})\} + (N \times \text{車検代$$

行料)

ここで、R : 落札者決定のための金額

X1 : 契約期間中に計画されている一般自動車の総整備工数 327時間

X2 : 契約期間中に計画されている建設機械の総整備工数 20時間

N : 契約期間中に計画されている車検回数 17回

修繕対象自動車は、更新及び管理換等に伴い車種及び台数を変更する場合もある。

一工数時間当たり料金は、引き取り納車費、資料作成費等の経費を盛り込んだ価格とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 別表

### 近隣地域一覧（中流ブロック）

#### （１）茨城県

古河市	結城市	下妻市	常総市	守谷市	つくばみらい市
筑西市	坂東市	つくば市	取手市	八千代町	五霞町
境町	牛久市				

#### （２）栃木県

足利市	栃木市	佐野市	小山市	下野市	野木町
壬生町					

#### （３）群馬県

前橋市	太田市	館林市	桐生市	みどり市	伊勢崎市
藤岡市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町
玉村町					

#### （４）埼玉県

さいたま市	川越市	熊谷市	行田市	加須市	東松山市
春日部市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	越谷市
桶川市	久喜市	北本市	蓮田市	幸手市	吉川市
本庄市	坂戸市	鶴ヶ島市	蕨市	戸田市	川口市
草加市	八潮市	三郷市	白岡市	伊奈町	滑川町
嵐山町	川島町	吉見町	宮代町	杉戸町	松伏町
小川町	寄居町	美里町	上里町	神川町	長瀨町
ときがわ町	鳩山町	越生町	東秩父村	毛呂山町	

#### （５）千葉県

野田市	流山市	柏市	我孫子市	松戸市
-----	-----	----	------	-----